

**令和8年度宮崎暮らし体験サポート事業業務委託に係る  
企画提案競技実施要領**

**1 事業の目的**

本県の暮らしを体感するフルオーダーメイドツアーの実施により、特に中山間地域への移住を促進するとともに関係人口の創出・拡大を図る。

**2 委託の内容**

令和8年度宮崎暮らし体験サポート事業業務委託仕様書による。

**3 契約委託料**

7,899,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

※委託料の支払は、委託業務完了後の精算払いとする。ただし、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。

**4 委託期間**

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

**5 企画提案競技参加資格要件**

次の全ての条件を満たしていること。

(1) 法人格を有する団体であること。

(2) 共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者。

(6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(8) 県税に未納がないこと。

(9) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住し

ているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(10) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

(11) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

## 7 企画提案競技スケジュール(予定)

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| (1) 実施公告      | 令和8年4月23日(木)     |
| (2) 質問受付期限    | 令和8年4月30日(木)午後5時 |
| (3) 参加申込提出期限  | 令和8年5月14日(木)午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月22日(金)午後5時 |
| (5) 審査結果通知    | 令和8年5月29日(金)まで   |

## 8 企画提案競技の方法

(1) 質問票(別紙1)の提出 ※任意

ア 提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時まで

イ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛

ウ 提出方法 電子メール

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること

エ 回答 原則として、質問受付日から3日以内(土日祝日除く)に電子メールにて回答する。

※軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全員に電子メールにて通知する(質問者名は公表しない)。

(2) 参加申込書(別紙2、別紙2-2)の提出

ア 提出期限 令和8年5月14日(木)午後5時まで

イ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛

ウ 提出方法 電子メール

※提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること

エ 提出様式 単独で参加する場合は別紙2を、共同企業体を構成する場合は別紙2-2を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書:7部(提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること)

イ 応募団体の概要:7部(A4版で1枚にまとめること)

(記載事項)

①名称

②所在地

③代表者職氏名

④担当者職氏名

⑤担当者連絡先（電話・電子メール）

⑥類似業務の履行実績

ウ 見積書：7部（原本1部、写し6部）

経費内訳を記載し、金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は、「令和8年度宮崎暮らし体験サポート事業業務委託」とすること

エ 誓約書（別紙3）：1部

オ 共同企業体を構成する場合は、共同企業体協定書（別紙4）：1部

(4) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先 下記「11問い合わせ先」内の提出先宛

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

(5) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、次の項目について審査を行い、平均点が高い1者を契約候補者とする。企画提案が1者のみから提出された場合は、審査による平均点が最低基準点（60点）を上回る場合に限り、その1者を契約候補者とする。

（審査基準）

ア 事業目的の理解と遂行体制の実現性

本事業の目的である「フルオーダーメイド型の移住促進」を深く理解し、アドバイザーの確保からマッチング、アテンドに至るまで、確実かつ円滑に事業を遂行するための組織体制や人員配置が整っているか。

イ アドバイザーの質的確保とスキル向上の取組

単に人数を確保するだけでなく、移住者の不安を解消できる「人脈」や「知見」を持つアドバイザーを適切に選定できるか。また、アドバイザーの資質向上（説明会や連携体制の構築）を継続的に行う計画があるか。

ウ 移住者視点に立った「フルオーダーメイド」な行程作成能力

移住検討者の個別の要望（住まい、仕事、生活環境等）を的確に把握し、単なる観光案内ではない「移住のリアリティ」を感じさせる行程を提案できるか。

エ ヒアリング手法とアフターフォローの充実度

訪問前後のヒアリングが、移住検討者の不安をどれだけ汲み取り、次の支援や意思決定につなげられるものになっているか。また、アンケート結果を分析し、事業改善に還元するサイクルが明確か。

オ 移住促進の持続可能性と情報発信の戦略性

モデルコースの造成や情報発信（写真素材の活用、SNS活用促進）を通じて、本事業の成果が短期的なアテンドで終わらず、将来的な移住誘致の資産として蓄積される内容となっているか。

カ 法人の業務実績

本業務と内容を同じくする業務（同種業務）又は類似する業務の履行実績を十分に有し、本業務を円滑かつ確実に遂行し得る能力を備えているか。

キ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上されているか。また、提案内容と整合性が図られているか（配点（5点）×全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額）

(6) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年5月29日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することになった場合は、当該参加者の参加資格を失格とする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ 「ア」から「オ」に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき失格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 10 その他

(1) この企画提案競技に係る説明会は、開催しない。

(2) 今回の企画提案競技への応募に要する経費については、応募者の負担とする。

(3) 提出書類については返却しない。

(4) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。

(5) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

(6) 実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額するものとする。

(7) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。

## 11 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1（県庁本館3階）

宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課

移住・定住推進担当 谷口

電話 0985-26-7922

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp